

令和8年8月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社江ノ電バス（法人番号：1021001000300） 代表者 小山 幸一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市片瀬海岸1-8-16 (湘南営業所) 神奈川県藤沢市宮前1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月2日及び令和8年7月3日、長期間監査未実施であることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	小湊鉄道株式会社（法人番号：8040001053928） 代表者 石川 晋平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市五井中央東1-1-2 (塩田営業所) 千葉県千葉市中央区塩田町810
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月14日及び令和8年1月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(運輸規則第21条第4項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社守谷福祉協会（法人番号：6050001030291） 代表者 宇津野 直美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県守谷市大柏1007-24 (守谷営業所) 茨城県守谷市大柏1007-24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年12月4日及び令和7年12月5日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。 (1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)、(6)運輸開始の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第1号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	京成バス千葉ウエスト株式会社（法人番号：4040001028454） 代表者 藤本 剛弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県浦安市千鳥12-5 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月25日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェイアールバス関東株式会社（法人番号：1011001029621） 代表者 小堀 隆一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区江東橋2-19-7 (成田空港支店営業所) 千葉県香取郡多古町多古2000-133
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)